平成２４年（フ）第１０４号
沖縄県浦添市字経塚465番地３
債務者　森田　尚子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５７号
茨城県取手市本郷５丁目８番３―302号、前住所茨城県守谷市けやき台２丁目11番地８レジデンスけやき台102
債務者　小野　淳子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
茨城県龍ケ崎市258番地２
債務者　水戸　　猛
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
茨城県牛久市牛久町2616番地10
債務者　中村　康彰
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
茨城県龍ケ崎市若柴町1964番地、前住所茨城県常総市坂手町5510番地13
債務者　中山外茂次
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
茨城県稲敷市月出里563番地24
債務者　長須　哲治
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
茨城県稲敷市伊佐部1714番地
債務者　根本　英男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
長野市篠ノ井山布施4569番地の２
債務者　石黒　秀一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
長野市大字栗田13番地１　ジュネス高栄101、前住所長野市大字大豆島2030番地５　エトワール101
債務者　向　　貴子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目１番36―201号
債務者　仁川　充浩
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９７号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目１番36―201号
債務者　仁川　明美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１号
宮城県白石市小原字平31番地１
債務者　斎藤　克男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８６号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内105番地１トーヨーハイツ210号
債務者　富澤　妙子（旧姓黒沼）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
長野県諏訪郡下諏訪町3149番地20
債務者　新津　弘子（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４１号
長野県飯田市上郷別府3363番地２
債務者　池田　良三
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目13番８―105号
債務者　河野　香苗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部